

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年5月から50年12月まで

国民年金保険料については、夫の分と一緒に、町内会役員のA氏を通じて何か月分かをまとめて納めていたのを記憶している。一緒に納めていた夫については、今の年金額に反映されているのに、私の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年10月から50年12月までの期間については、申立人の主張のとおり、国民年金保険料と一緒に納めていたとするその夫には納付記録があり、また、申立人が挙げた町内会役員が申立期間当時、B市の国民年金協力委員として、地区の集金業務を担当していたことが確認できる。

さらに、申立人の夫は、昭和50年12月に厚生年金加入者となっているが、同月のその夫の国民年金保険料については、還付されていることが国民年金被保険者台帳から確認できることから、申立人の同月の保険料は夫と共に納付されていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和46年5月から同年7月までの期間は結婚前の期間であること、加えて、申立人によれば、同年8月から47年9月までの期間は、夫婦共にB市には居住していなかったとしていることから、46年5月から47年9月までの期間については、夫と一緒に町内会役員を通じて国民年金保険料を納めていたとする申立人の主張には齟齬が認められ、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 10 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 188

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年11月まで

昭和36年12月に、国民年金協力委員が父に会いに来た。その折、ちょうど帰宅した夫から、「お前も国民年金に加入した方が良いぞ。」と言われ、数日後に同協力委員にお願いして国民年金に加入し、同月の夫の年末手当でその年の分を一括納付した。その後も毎年一括納付を続けてきたので未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年12月に国民年金協力委員に国民年金への任意加入手続を依頼して、1年分の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立人の国民年金被保険者台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人が43年12月に国民年金に任意加入し、44年2月20日に国民年金手帳記号番号を払い出されたことが確認できることから、申立期間は国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金被保険者台帳には、昭和43年11月以前の期間について「納付不要」の押印があり、A市の国民年金手帳記号番号払出簿及び被保険者名簿から、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、国民年金協力委員による近隣世帯の保険料の集金は、複数の証言から推認できるものの、申立人の申立期間の保険料を集金していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、申立期間当時の国民年金の加入及び納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から47年10月まで
元夫が会社を辞め国民年金に加入した際、旧A町役場の窓口で未払い分も含めて全納しないと加入できないと言われ、申立期間も含めて全納した。しかし、社会保険事務所の記録では、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年2月に国民年金に加入し、47年10月までの保険料を一括納付したと主張しているが、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、一括納付した保険料の金額も明確でなく、申立期間の保険料の納付状況が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、昭和48年6月21日であり、47年11月1日に国民年金被保険者資格を取得しており、手帳払出日までの半年以上の期間があることから、申立人が一括納付した保険料は当該期間のものであったと考えるのが自然である。

さらに、旧A町保管の国民年金被保険者台帳によれば、申立期間の昭和47年10月以前は「納付不要」と記載されており、事実、申立期間中に婚姻し任意加入期間があることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 190

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から59年5月まで

私は、昭和58年10月にA県からB県C市へ引っ越して来たとき子供が小さく、健康保険証が無いと困るので市役所へ加入手続に行った。その時、同時に国民年金にも加入したのに納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C市へ引っ越して来たときに、市役所で国民健康保険の手続と一緒に国民年金の加入手続をした上、毎月市役所で保険料を納付していたと主張しているが、国民年金の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金の加入手続及び保険料の納付は、妻が国民健康保険料と一緒に夫婦二人分を納付していたと主張しているが、その妻も具体的な手続や納付状況が不明であり、妻自身の保険料も未納期間があることから、申立人の保険料のみが納付されたとするのは不自然である。

さらに、複数回ある厚生年金保険被保険者資格喪失時の国民年金への加入手続が行われておらず、国民年金制度に対する意識が高かったとは認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 191

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から48年9月まで

私は、昭和38年ころ、市役所へ行った時、国民年金の保険料を2年前までさかのぼって納付できることを教えてもらったため、36年にさかのぼって納付した。その後、居住地区に納税組合が出来たので、組合を通して夫と二人分納付していたのに、未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続を昭和38年ころに行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は50年11月に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は申立期間について、納税組合の集金により納付したとしているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、周辺事情も見当たらない。

さらに、昭和50年12月16日に36年4月から40年3月までの分を特例納付保険料で納付し、同日に48年10月から50年3月までの分を過年度保険料で納付していることが確認できるため、納税組合の集金により納付したとするその主張には矛盾がある。

加えて、夫の国民年金保険料も一緒にさかのぼって納付したと主張するが、夫は、昭和41年6月29日に39年4月から41年3月までの分を過年度納付していることが確認できるものの、申立人には納付の事実がなく保険料納付に関する記憶が曖昧であり、一緒に納付していた形跡がうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 94

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 1 日から 61 年 10 月 1 日まで

私は、A株式会社（現在は、B株式会社。）C支店D支社（以下「D支社」という。）に研修社員として入社し、給料は毎月 10 日に銀行振込みで支給された。子供の怪我で健康保険証を使った記憶がある。

退職後、会社からの源泉徴収票を持って確定申告をしたところ、還付金があった。毎日勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、会社から提出された人事記録、申立人から提出された銀行取引明細及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人がD支社に勤務していたことは確認できるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実までは確認できない。

また、B株式会社E部では、「申立人は保険代理店養成コースとして設けられた販売研修制度で採用された者であり、この制度の適用者を厚生年金保険に加入させたのは、平成3年7月1日以降であるため、それ以前の採用者については、厚生年金保険に加入させることはなかった。」と述べている。

さらに、申立期間当時には、D支社での当該制度対象者は申立人だけであったため、近隣のF県G地区で、同制度の被採用者を調査したところ、そのいずれにも厚生年金保険の加入記録が無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。